ガス事業法第14条書面

○○ガスからのお知らせ　（ご契約中のお客様へ）

平素より○○ガスをご愛顧いただきありがとうございます。

令和○年○○月○○日に経過措置料金規制が解除されることとなったことを受け、簡易ガス供給約款によりガスの供給をさせていただいているお客さまにつきまして、供給約款の規定を一部変更させていただきます。

なお、今回の約款変更では料金は変更いたしません。また、ご契約をご継続される場合は、お手続きは不要です。

変更のポイント

「指定旧供給地点小売供給約款」を、「ガス小売供給約款」に改編いたします。主な変更点は以下の記載の通りです。

変更実施日：○○○○年○○月○○日　　＊料金表は変更いたしません。

主な変更内容

下記のように約款を変更いたしますが、変更後の契約条件等に異議がある場合は、解約金が発生することなく、解約することができます（期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします。）。ただし、集合住宅等では、お住まいの方々の総意により解約できない場合がありますので、家主・管理組合等にご確認ください。

なお、ガス事業法令の改正に伴い、又は用語の整理により、約款を一部変更していますが、実質的な内容の変更はございません。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 変　更　内　容 |
| ①約款と契約 | 供給条件等を記載した供給約款の名称を「簡易ガス供給約款」から「ガス小売供給約款」に変更致します。また、「ガス使用契約」から「ガス小売供給契約」に変更いたします。 |
| ②供給条件  変更の取扱い | ご契約中であっても、供給条件等を変更することがあります。その場合は、変更する内容を原則として変更実施日の○○日前までに営業所に掲示するなどして周知を行います。  供給条件等の変更（契約期間の延伸を含みます。）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、変更しようとする事項の説明を、訪問、書面の送付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする事項を説明し、書面に記載することについてあらかじめ承諾して頂きます。  ただし、供給条件等の変更が、法律の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わないものについては、特に求めがない限り、説明及び書面に記載しないことがあることをあらかじめ承諾して頂きます。 |
| ③契約の解除 | 料金を支払期限内にお支払い頂けない場合などには、当社から契約を解除させていただくことがありますが、その際は、解除日の遅くとも15日前と5日前に文書等で2回通知いたします。  　また、契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に2回通知するとともに、その事由として「お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき」を新たに対象とさせて頂きます。 |
| ⑤契約の変更 | お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、「申出の日から○日以降の検針日の翌日から」とさせて頂きます。 |
| ⑥保安上に  係る費用負担 | 保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転又は特別の施設の設置を求め、その費用をお客さまに負担して頂く場合があります。 |
| ⑦使用場所への立入り | 保安・ガス機器調査のため必要な場合は、ガス小売供給契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入りさせて頂きます。 |

※変更後の供給条件（ガス小売供給約款）は営業所等に掲示しておりますので、ご覧ください。

（特に書面をご希望のお客さまは、送付致しますので当社へご連絡ください。）

※**上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です**。

上記変更内容等にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、○○○○年○○月○○日までに、当社へご連絡ください（解約の手続きを取らせていただきます）。

ガス小売の全面自由化と経過措置料金規制について

|  |
| --- |
| * **ガス小売全面自由化及び供給地点特定番号のご説明**   ガス事業法の改正に伴い、平成29年4月から、都市ガスおよび簡易ガスの全面自由化が実施され、供給区域又は供給地点の独占制ならびに料金規制が廃止されました。  これまで当社は、一部の大口契約を除き、経済産業大臣の認可を得て（若しくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、○○○○年○○月より、このような行政手続きが不要になります。  お客さまがガスの使用場所を特定する番号として、「お客さま契約番号（仮）（供給地点特定番号）」が設定します。「お客さま契約番号（仮）」は、「ガスの使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせ致します。  今後とも、○○ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。○○○○年○○月以降も引き続き、当社とご契約いただける場合は、お手続きは不要です。 |

　供給条件等の概要について（ご参考）

* 1-1料金単価表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ０～８㎥まで | ８.１～３０㎥まで | ３０㎥超から |
| 基本料金 |  |  |  |
| 基準単位料金 |  |  |  |

実際に適用する単価は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定します。

* 1-2料金は検針票でご確認ください。
* 検針票に記載しているガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金により計算致します。また、調整単位料金は原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
* 料金はすべて税込です。支払義務発生日（検針日等）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（○％割増）となります。
* ガス料金は、口座振替、払込みその他の方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
* 供給条件の詳細は、営業所等の店頭へ掲示しておりますので、ご覧ください（ご希望の場合は送付致しますのでご連絡ください）。
* 供給施設等の設置工事について

お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用）は、お客さまに負担して頂きます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解約される場合は、これに要する工事費をお客さまに負担して頂き、変更又は解約によって生じた損害を賠償して頂きます。

* 保安上の取扱いについて

お客さま資産については、お客さまの責任において管理して頂きますが、ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。また、お客さまの承諾を得て、内管及びガス機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知しますが、調査できなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。

なお、調査の際はお客さまの立会が必要となります。

|  |
| --- |
| 【窓口】  ○○ガスお客さまセンター　　TEL：000-000-0000  受付時間　○○ |

○○ガス株式会社

住所　○○市○○○